

お客様の個人情報の開示等のご請求対応について

帯広スバル自動車株式会社(以下「当社」といいます。)は、個人情報の保護に関する法律(以下「法」といいます。)第32条第1項に基づき個人情報の利用目的の通知・開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去・第三者への提供の停止(以下「開示等」といいます。)のご請求を受け付ける方法を以下の通り定めます。

1. お客様の個人情報(保有個人データ)の利用目的の通知ご請求対応

当社は、お客様がご本人様の個人情報(保有個人データ)に係る利用目的の通知を希望される場合は、以下所定の手続により、ご請求に応じます。

- (1) 個人情報保護方針(プライバシーポリシー)8. (2)記載の受付窓口(以下「当社窓口」という。)にご連絡下さい。その際、「保有個人データ利用目的通知請求書」をご提出いただく場合があります。
- (2) 法27条2項の規定に従い、以下の場合はご請求に応じない場合があります。
 - ①当社が利用目的を通知・公表する等したことにより、利用目的が明らかな場合
 - ②利用目的をご本人に通知することによりご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると当社が判断した場合
 - ③利用目的をご本人に通知することにより当社の権利または正当な利益を害するおそれがあると当社が判断した場合
 - ④国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的をご本人に通知することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると当社が判断した場合

2. お客様の個人情報(保有個人データ)の開示ご請求対応

当社は、お客様がご本人様の個人情報(保有個人データ)の開示を希望される場合は、以下所定の手続により、ご請求に応じます。

- (1) 当社窓口にて下記の書類をご提出下さい。
 - ①保有個人データ開示請求書
 - ②ご本人を確認するための書類
 - 1) 直接お越しの場合(下記いずれか)
運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付住民基本台帳カード、パスポート、在留カード、特別永住者証明書またはそれとみなされる外国人登録証明書
 - 2) 郵送でご請求の場合
上記書類のコピー+住民票の写し(コピー可)
※個人番号が記載された住民票の写しは送付しないでください。
※運転免許証の裏面に住所変更等記載がある場合は裏面コピーも送付してください。
- ③代理人によるご請求の場合は、①、②の書類に加え、下記の書類をご提出下さい。
 - 1) 代理人の地位を証明する書類(ご本人の委任状)
 - 2) 代理人を確認するための書類(下記いずれか(郵送の場合はコピー))
運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付住民基本台帳カード、パスポート、在留カード、

特別永住者証明書またはそれとみなされる外国人登録証明書

(2) 法28条2項の規定に従い、以下の場合はご請求に応じない場合があります。

- ① 開示することにより、ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあると当社が判断した場合
 - ② 開示することにより、当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあると当社が判断した場合
 - ③ 開示することにより他の法令に違反することとなる場合
- (3) 開示請求1件につき、消費税込1,100円を開示手数料として申し受けます。詳細については当社窓口にてご案内します。なお、所定の期間内に必要書類の提示や開示手数料のお支払いがない場合は、ご請求がなかったものとして対応致します。

3. お客様の個人情報(保有個人データ)の訂正等ご請求対応

当社は、お客様がご本人様の個人情報(保有個人データ)の訂正等(訂正・追加・削除・利用停止・消去・第三者への提供の停止)を希望される場合は、以下所定の手続により、ご請求に応じます。

(1) 当社窓口にて下記の書類をご提出下さい。

- ① 保有個人データ訂正等請求書
- ② ご本人を確認するための書類

1) 直接お越しの場合(下記いずれか)

運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付住民基本台帳カード、パスポート、在留カード、特別永住者証明書またはそれとみなされる外国人登録証明書

2) 郵送でご請求の場合

上記書類のコピー＋住民票の写し(コピー可)

※個人番号が記載された住民票の写しは送付しないでください。

※運転免許証の裏面に住所変更等記載がある場合は裏面コピーも送付してください。

③ 代理人によるご請求の場合は、①、②の書類に加え、下記の書類をご提出下さい。

1) 代理人の地位を証明する書類(本人の委任状)

2) 代理人を確認するための書類(下記いずれか(郵送の場合はコピー))

運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付住民基本台帳カード、パスポートのコピー、在留カード、特別永住者証明書またはそれとみなされる外国人登録証明書

(2) 訂正・追加・削除に係る請求内容が客観的な事実と反していると当社が判断した場合、当該請求に応じません。

(3) 利用停止・消去、第三者への提供の停止を請求された場合であっても、個人情報の不正な取得、当社の利用目的に定めていない利用、ご本人の同意のない第三者提供等の法が定める事由がなく、その請求理由が正当と認められない場合、当該請求に応じられないことがあります。また、請求に応じることが困難である場合には、法に基づき、必要な代替措置を講じた上で、請求に応じないことがあります。

以上